



宮 崎 県 公 報

平成21年10月9日 (金曜日) 号外 第 70 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

規則…………… (会計課) 1

頁

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第39号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第3条関係) [略]	別表第1 (第3条関係) [略]
2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(149) [略] (150) <u>歯科技工士試験手数料</u> (151) <u>歯科技工士試験合格証明書交付手数料</u> (152)～(527) [略] [略]	2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(149) [略] (150) <u>歯科技工士国家試験手数料</u> (151) <u>歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料</u> (152)～(527) [略] [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。